



第 14 回

復興特別所得税が課税されます

東日本大震災の復興施策に必要な財源確保を目的として、個人の平成 25 年から平成 49 年迄の間に生ずる所得に復興特別所得税が課せられます。平成 25 年 1 月 1 日以後に支払いをしていたら、給与、配当、税理士等への報酬の支払い等が従来と変わりますので、ご注意ください。

1. 適用期間

平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日迄の間に生ずる所得が対象となります。そのため、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日迄の間に行うべき源泉徴収が対象となります。

2. 税率

源泉徴収すべき復興特別所得税の額 ÷ 源泉徴収すべき所得税額 × 2.1%
支払金額等 × 合計税率(%) ÷ 源泉徴収すべき所得税及び復

(算式 1) 控除を受けるべき金額の計算の基礎となる復興特別所得税の額
= 源泉徴収された所得税および復興特別所得税の額 × 2.1 / 102.1

支払いの種類	所得税率	復興特別所得税率	合計税率
報酬 100万円以下の金額	10%	0.21%	10.21%
料金 100万円を超える金額	20%	0.42%	20.42%
利子	15%	0.315%	15.315%
配当(上場・大株主以外)	7%	0.147%	7.147%

【事例】預金利息を 5,000 円(手取り)受け取った場合

- 税引前受取利息の計算
手取り利息の額を 79.685% (1 - 20.315%) で割り戻し円未満の端数があるときには切り捨てます。
5,000円 / 79.685% = 6,274.70 ⇒ 6,274円(切捨)
(税引後利息) (推定税引前利息)
- 所得税および復興特別所得税の額の計算
上記 1 で計算された利息の額に 15.315% をかけ円未満の端数があるときには切り捨てます。
6,274円 × 15.315% = 960.86 ⇒ 960(切捨)
(推定税引前利息) (源泉徴収された所得税および復興特別所得税の額)
- 復興特別所得税の額と所得税の額の按分計算
上記の算式 1 の手順に沿って復興特別所得税の額と所得税の額とに按分します。
①復興特別所得税の額の計算
960 × 2.1 / 102.1 = 19.74 ⇒ 20 (50銭超⇒切上)
(源泉徴収された所得税および復興特別所得税の額)
②所得税の額の計算
960 - 20 = 940
(源泉徴収された所得税 (復興特別所得税) (所得税)および復興特別所得税の額)
- 地方税利子割の額の計算
上記 1 で計算された利息の額に 5% をかけ円未満の端数があるときには切り捨てます。
6,274 × 5% = 313.7 ⇒ 313 (切捨)
(推定税引前利息) (地方税利子割)
- 税引前受取利息の計算
これらの税額と手取り利息の額を合計して税引前受取利息の額を導き出します。
940 + 20 + 313 + 5,000 = 6,273円
(所得税) (復興特別所得税) (地方税利子割) (税引後利息) (確定税引前受取利息)

復興特別所得税の額(1円未満切捨て)
3. 所得税と復興特別所得税の按分方法
復興特別所得税は所得税と併せて源泉徴収されるので、まず、控除を受けるべき金額の計算の基礎となる復興特別所得税の額を左記の(算式 1)で求めます。
このときに、1円未満の端数があるときには、50銭超は切上げ、50銭以下は切捨てます。
次に「源泉徴収税額 - 復興特別所得税額(算式 1)」で所得税額を算出します。

4. 給与所得
給与所得は、平成 25 年 1 月以降に支払いを行うものから対象となります。11月に税務署から送付された給与所得の源泉徴収税額表(月額表)(日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表を見て計算してください。
5. 報酬料金
弁護士、税理士、司法書士等に支払いをする場合、今までの源泉徴収税額に合わせ復興特別所得税を加算して、源泉徴収

6. 利子所得 (税理士 光廣昌史)
預金利息は、所得税および復興特別所得税だけでなく地方税利子割も控除されますので、計算が複雑になります。預金利息からは、所得税および復興特別所得税 15.315%、地方税利子割 5% の計 20.315% が控除されています。(事例参照)
7. 納付
源泉徴収した復興特別所得税は、源泉所得税と一緒に、源泉所得税の法定納期限までに納付します。1枚の所得税徴収高計算書に合計額を記載します。

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
URL http://www.office-m.co.jp/

当社
関連会社
主催

第105回DEPSセミナー

テーマ「平成25年度 税制改正について」

年末に行われた解散総選挙により、平成25年度の税制改正大綱の発表が遅れていましたが、ようやくその内容が明らかとなりました。相続税・所得税は増税、法人税は減税という大まかな流れとなっています。本セミナーでは、明らかとなったその内容の詳細とともに、今後注意・留意すべき点などについても併せて解説致します。皆さままでご参加ください。

- ◆日時 平成25年2月13日(水) 13:30~16:30
- ◆参加費 2,000円(税込)(DEPS会員無料)
- ◆講師 税理士 光廣昌史・税理士 中山昌実(DEPSパートナー)
- ◆お問合せ 株式会社ファイナンシャルプランナーズ広島 DEPS事業部 TEL.082-296-5080
- ◆会場 広島市中区寺町5番15号広島城崎リバーサイドB.L.D